

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年6月19日
【事業年度】	第61期(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)
【会社名】	八千代工業株式会社
【英訳名】	Yachiyo Industry Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笹本 裕詞
【本店の所在の場所】	埼玉県狭山市柏原393番地
【電話番号】	04 - 2955 - 1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 川瀬 和昭
【最寄りの連絡場所】	埼玉県狭山市柏原393番地
【電話番号】	04 - 2955 - 1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 川瀬 和昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2014年6月24日に提出いたしました第61期（自2013年4月1日 至2014年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

2. コーポレート・ガバナンス体制

役員報酬等

(口) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

2. コーポレート・ガバナンス体制

役員報酬等

(口) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

(訂正前)

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、「取締役報酬基準」又は「監査役報酬基準」で定めております。

役員の月額報酬については、株主総会で決議された月額報酬総額の範囲内において、取締役については取締役会で決議された方法により、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

各役員の月額報酬については、同業他社役員の報酬相場などを勘案し、職位ごとに決定することとしております。

取締役の賞与については、業績により株主総会の決議を得て、取締役会の決議により決定することとしております。

(訂正後)

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、「取締役報酬基準」又は「監査役報酬基準」で定めております。

役員の報酬は、取締役については報酬と賞与によって構成されており、監査役については報酬のみで構成されており、それぞれ株主総会で決議された年額報酬枠の範囲内において支給されております。

取締役については取締役会で決議された方法により、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

各役員の月額報酬については、同業他社役員の報酬相場などを勘案して決定することとしております。

取締役の賞与については、業績等を勘案して取締役会の決議により決定することとしております。